

STRICTLY MEMBERS ONLY

M.C. (P) No. 5079/81 21/9/82

1982: 9 月號

月報



シンガポール日本商工會議所

〈目 次〉

(1982年9月号)

香港金融市場における利子課税廃止の

背景とシンガポール市場への影響 (チェース・マンハッタン銀行) 萬喜 等 1

シンガポールの建築のあれこれ (株)白木建築事務所) 白木喜代志 4

海外貿易開発協会の事業について (海外貿易開発協会) 相島 元行 11

資料：リー首相と雇用者機関代表者

との懇談会における本所意見 (事務局) 17

GUIDELINES

FOR THE ORGANISATION OF STUDY MISSION (事務局) 21

理事会の動き 25

第2四半期のシンガポール経済動向 27

8月～9月の主な経済記事 32

広 報 欄 36

資料案内 39

編集後記 41

香港金融市場における利子課税廃止の背景 とシンガポール市場への影響

CHASE MANHATTEN BANK N.A

萬喜 等

今年2月25日、香港政府は突如外貨建て預金の利子に対する源泉課税（15%）を廃止すると発表、25日以降発生する利子は非課税扱いとなった。これによりアジアダラー市場の金融センターとして、香港はシンガポールと並ぶ魅力を備えたことになり、双方の競争関係は一段と激しいものとなりそうだ。

これまで香港は銀行および公益事業会社の支払う金利を除いて、支払われた利息には15%を源泉で徴収し、11%を超えない利息は非課税としていた。

シンガポールは政府のお声がかかりで、外貨預金（ACU）勘定の利子課税を免除するなど、積極的にアジアダラー市場を育成してきた。

これに対し、香港はこれまで為替管理は徹廃したものの、外貨預金には利子課税を適用しており、これがオフショア取引（外から外へのカネの移動）を拡大していくうえで大きなネックとなっていた。

預金利子課税免除を決めたことで、これまでシンガポールに流れていたアジアダラー資金が香港にも向かうだろうと予想され、香港当局者は「（利子課税免除は）国際金融センターとして香港の地位を高めるもの」と強調している。

香港にはシンガポールよりも多くの外国銀行が進出しているので、アジアダラー取引高はすでにシンガポールを圧倒しているかもしれない。しかし法人利潤税が16.5%であつて、シンガポールの10%よりも高い、つまり金融機関を対象とした法人税率ではシンガポールが香港に対して優位性を維持している。そこで利子税の廃止がどれほど香港を有利

にするかは、今のところ明白ではない。香港の情報によると、シンガポール、バーレーン、ロンドン、ニューヨークに記帳されているマネーが香港に振り替えられることもあろうという。しかし金利をみずから決定し、シンガポールに対抗するだけの市場になるかどうかは見通しがたい。

香港の銀行と預金受入会社が非銀行顧客に貸し付けた外貨は現在 61 億米ドルであつて、非銀行外貨預金と同額である。

これに対してシンガポールのアジアダラー市場の資産 860 億シンガポール・ドル中、非銀行外貨貸付は 250 億シンガポールドルで、米ドル換算で 120 億ドルになり、シンガポールの方が大きい。これに対して香港の銀行の外国銀行に対する債務は 430 億米ドル、資金の出所はシンガポールとロンドンであり、次いでニューヨーク、東京、バレーンである。ここから明らかな様に、香港は将来シンガポールから挑戦されると同時にニューヨーク I B F 新設の影響を避けられないだろう。

一方、シンガポールは当然のことながら、今回の香港の“勇断”に神経をどかせており、昨年以來、香港を上回るペースで増加している同国アジアダラー市場への資金流入量にブレーキがかかることもありうると懸念している。

しかし、シンガポールの場合、ASEAN（東南アジア諸国連合）域内で、種々の工業プロジェクトが活発に動いていることから、資金流入面で恩恵を受けており、また経済が停滞気味の韓国や台湾を顧客としている香港に比べ、現在のところ“地の利”を得ているとみている。香港とシンガポールは早くから国際金融業務や金取引で競争した。オフショア・バンクの歴史や条件はシンガポール市場をより有利にしていたが、ここに来て香港の外貨建て預金の利子課税廃止と昨年 12 月ニューヨークにオフショア・バンキング・センターが開設され、この間にオフショア業務をさばくための口座 I B F（国際金融勘定）も急成長した。「東洋のスイス」を志す、シンガポール市場にとつて競争力が弱まる心配もあり、今後の出方が特に注目される事だろう。

事実、シンガポールのA C U(アジア外貨勘定)の資産は今年4月で820億ドル約25億ドル減少しており、香港の利子課税廃止をニューヨークIBFの開設の影響とは即断できないが、競合関係をいつそう激しくしているのは事実のように思える。

臨時議会



「また勝ってしまった」。予想外の快進撃。小躍りする選手を横目に、スタンドでは町のお偉方がざっと滞在費用のやりくり算段。「町長！議員も全員そろってます」「おっしゃ」。党利党略を超えて一致団結できるのも、甲子園ならではです。

シンガポールの建築あれこれ

(株) 白木建築事務所

白木喜代志

初めて日本からシンガポールに来た人で、私の職業を知っている人から受ける質問のひとつに「あんな細い柱で大丈夫なのですか」というのがあります。確かにHDBフラットにしても、シエントン・ウェイの超高層ビルにしても、日本では考えられない程の細い柱で高い建物が支えられています。「構造計算上では大丈夫らしいですよ。この国は有史以来一度も地震と台風を経験していないそうですから」と答えることにしていますが、実は、地震や台風がない為に発生する別の問題があるのです。

地震や台風を考慮しない為に、柱や梁が小さく作れるので、その分だけコンクリートの酸化が早く進行し、中に埋めた鉄筋を酸が犯す可能性が強いという問題です。その上、当地では柱や梁が小さい割に鉄筋の数が多く

(これが面白いところで、こちらの構造計算方式で計算すると、日本より鉄筋の数が多くなってしまいます) 酸化を防ぐためにコンクリートに深く埋めようとする、鉄筋が互に密着してしまっていてコンクリートが入らなくなってしまうのです。その為、コンクリートの表面近くに鉄筋があることになり、朽ち易いことになる訳です。

私の勝手な推定ですが、30年もしないうちに鉄筋が朽ちて、自然崩壊するビルが出てくるのではないかと考えています。

多くのビルの中には、これとは反対に、地震国から来た者から見ても、常識外れとも思える巨大な柱や梁を持ったビルもあります。勿論、構造計算の結果、必要となったからこそ作られた柱・梁なのでしょうが、どのような計算であのような巨大な柱、梁を必要とすることになったのか、その計算書を見たいものだと考えています。

これについて、こんな事がありました。ある2階建コンクリート造の工場の設計をしている時のことです。エンジニアが指示してきた柱と梁の大

きさが、私の予想をはるかに越えたものだったので、エンジニアに尋ねると、計算の結果出てきた寸法なのだから、とに角それで設計すれば間違いない、というのです。洩るのを無理矢理、計算書を届けさせ見ますと、計算自体には何の間違ひもありませんでしたが、問題は柱・梁が支えると予想される重量の設定にありました。この工場の2階の一隅に震動を発生する重量機械が置かれることになっていましたが、彼はその機械の設置される部分の柱・梁だけを計算し、その答えだけですべての柱梁の大きさを決めてしまったのです。

他の部分の計算をするのが面倒だったから、というのが最大の理由のようでした。

もう一度各部の予想される重量に含わせて計算のやり直しを要求し、結局、私の予想通りの大きさのものにする事が出来て、オーナーは必要のないコンクリートや鉄筋のため、余分な支出をせずに済んだことはいうまでもありません。

それ以来、街で建築現場を見る度に、このエンジニアは真面目にやつているな。これは可成り面倒がりやのエンジニアに依頼したな。とひとりで楽しんでいます。

面倒がりやはエンジニアに限らず、建築家にも居るようです。

この国の有名ないくつかのビルの中の、ある駐車場のアクセス・ウェイをドライブする事のむづかしさは、一度でも自分で車を運転して入ったことのある人なら、否定しないと思うのですが、これは建築家が車の動線（軌跡）を考えるのが面倒だった為に違いありません。まさか自動車が直角にカチツと曲がれると思ひ込んでいる筈がありませんから。

駐車場の柱の角や壁面に刻まれた、何台もの自動車がこすつた跡を見ると、ボディを傷つけたドライバーの怨念がそこにこもっている様で、設計者はそれを見る度に、自分が面倒がったことについて慚愧の念にかられているのではないか、と同情の気持ちすら生まれてきます。私にも覚えのある事ですから。

どんなに悔んでも、戦争や地震でもない限り、コンクリートのビルは半

永久的に存在し、自分の失敗を見せつけられる一苦なのです。30年で自然崩壊してくれたら、嬉ぶのは案外我々設計者かも知れません。

崩れるといえば、HDBフラットの1階が吹き通しになっている建物の柱に6トン・トラックを思い切りぶつけたら、そのビルは簡単にひっくり返るだろうな、とよく仲間うちで話します。地震のないこの国では当然、耐震壁は存在しません。そのため柱が一本こわれたら、ビルにねじれ現象が起きて、たちまちひっくり返ってしまうだろう、という訳です。

これについて、こんな話があります。前後を道路に挟まれたある工場の設計中のことです。シンガポールでは建物の周囲に排水溝をめぐらし、雨水をそれに導くように定められていますが、その溝が道路との境界に当たる場合には、溝の道路側の壁を道路より15センチ高くする事が義務づけられています。

工場のオーナーが、工場の裏側の道路と建物の間にも駐車できる様に、この15センチの立上りを削り道路と平らにし、かつ溝にフタをしたい、と要求してきました。早速く役所にお伺いを立てたところ。一蹴されました。

「道路を走っている車が間違っって建物にぶつかったら、建物がシリアス・ダメージを受けるではないか。絶対に認められない」

この溝と15センチの立上りは、実は車に対するバリケードの役割も持っているのを、その時、初めて知りました。「車がぶつかったらビルは崩壊する」を前提にしているからこそその発想なののでしょうか。地震のないこの国は、建築に関する限り、平和そのものです。

日本では日照権が高層建築の設計に際し、大きな障害となっていますが、この国で日照権で論争があったことは聞いたこともありません。如何に日光を建物の中に入れないようにするか、が設計の大きな課題なので、日光を受ける権利という概念が発生する訳がありません。それどころか、省エネ対策から一定以上の大きさの窓の設置は禁じられてしまった程で、多少薄暗くともエアコンにかかるエネルギーを節約する為には、止むを得ない。民族が生き残る為には、多少の不便は我慢しろというこの国のあり

方を見ると、日照権だ眺望権だ通風権だと個人個人が自分の都合だけを云い張ってられる日本の方が、余程平和なのかも知れません。

そう云えば、この国でこれだけ多くのショッピング・センターが出来て、スーパー、デパートが支店をひろげているのに、一般商店から、大型店舗出店反対の争いが起らないのは何故なのでしょう。

あのやたらと入り組んだ通路のため、商売になっているのは、メイン通路に面したほんのわずかの店舗で、あとは閑古鳥。そんなショッピング・センター恐るに足らず、とても考えているのでしょうか。

店内の照明の暗いことも、日本から来た人達のすべてが指摘するところですが、これはデザイナーの責任ばかりとは云えません。店内に入り、薄暗いなと思ったら天井を見て下さい。いくつかの照明が点いてはいる筈です。経費の節約なのです。店を明るくし、客の購買意欲を盛り立てた方が、経費を節約することで、客を逃がすよりマシだと思うのですが、こちらのオーナーは、機会の損失より現実の損失の方を重く考えている様です。これ亦、ショッピング・センター恐るに足らずという一般商店主のよりどころなのでしょう。

勿論、政府の規制で1平方メートル当り30ワット以上の照明は禁じられてはいるのですが、この規制内でも全部の照明を点ければ、充分に明るくなるのです。

店内をまぶし過ぎる位に明るくしないと気が済まない日本では考えられないことです。

同じく日本では考えられないことのひとつに色のタブーがあります。

最近、若いシンガポリアンにブルー・ジーンズが好まれ始めてきましたが、本来あの色は中国系の人達には黒・白と共にタブー色でした。死を意味する色だそうです。この2、3年、目に見えてこのタブー感の衰退が感じられますが、建築に関する限り、このタブーはまだまだ健在で、これらの色を建築の内外装に使用することは嫌われています。

浴室・便所をシックにさせる黒タイル。オフィスをモダンにさせるチャコール・グレイのカーペット。部屋を粹にさせる藍色の壁紙等はシンガポ

ールでは特別注文しない限り、手に入りません。需要がないから建材店も在庫をもたないのでしょう。

タブー色ではありませんが、鮮やかな水色、明るいオレンジ色、ある種の紫色もインディアン・カラーといつて中国系の人達は嫌う傾向があります。人種差別の意識が作り出したセミタブー色とでも云うのでしょうか。

タブー色とは反対に、中国系の人好む色に赤、それも鮮やかな真紅があります。金がもうかることを暗示する色なのだそうです。エンジ系の赤ならとも角、この真紅色は日本人の感覚での色彩設計の常識から、かなり外れたところに位置しています。仮に日本で、この真紅色に原色の黄色を配色しようとしたら、私は常識外れと呼ばれるに違いありません。然し、この配色はシンガポールでは好ましいものとされているのです。逆に、真白な壁に濃茶色の木材という日本人好みの渋い色調は、この国ではまるで評価されません。あのアーキテクトはセンスが悪いと云われ、次の仕事が来なくなります。

緑色もこちらの人好むの色のひとつです。最初はグリーン・クリーンの政策がもたらした影響なのかと考えましたが、10数年前の建物にもこの色が多用されているのを見ると、この傾向は昔からのものと考えられます。

ある中国人のお年寄りにこの発見を話したら、緑色は（それを使うと）涼しい感じになるからさ、と云われ、ここでも我々の感覚との差を知らされました。我々日本人は涼しいと感じるのはブルー系の色だという先入観がこびりていています。白色にしても、清潔、簡素をイメージさせる色、と我々は考えていますが、こちらではタブー色である事は別にしても、白色そのものは、彩色される以前のもので、色ではない。と考えられています。従って色彩設計の中で白を多用したくても、オーナーに我々の意図を納得させるのは非常に困難です。

建築から話がはずれますが、以前、白が不吉な色なら、ウェディング・ドレスはどうなるのか、とある人に質ねたことがあります。

「ワシの娘の結婚の時も現在の風潮通り、中国式花嫁衣裳を嫌ったので、止むを得ず西洋風にしたが、そのままでは不吉になると考え、胸に大きな

赤い飾りをつけさせた」と云っていました。幸運の色をそこに加えることで、不吉さが中和されるという思想なのでしょうか。何となく理解できる感じです。

タブーは色だけとは限りません。こんな話があります。

あるオフィスのインテリア設計をしている時のことです。オフィス全体の雰囲気から、ロビーの壁にはドンゴロス（麻袋の布に似た壁に貼る布）が最適と考え、オーナーにサンプルを提出したところ、その中国系のオーナーが私の顔をジロッと見て「何故こんなものを貼るのだ」と質ねます。「この国では余り使われていませんが、しやれた都会風の感じが出る材料なのです」と説明すると、「この国で使われる筈がない。この布は葬式の際に使用するもので、非常に不吉なものだ。こんなものを壁に貼るお前の常識を疑う」と云われて気付いたのですが、こちらの葬式で、出棺の際、麻袋のようなものを頭からすっぽり被り、棺のあとをトボトボ歩いていく人達を見た事があります。

このとき程、異文化の国で仕事をする事のむづかしさを痛感したことはありません。

文化の違いは当然デザインにも影響します。当地の人はシンプルなデザインは貧弱なデザインときめつけているようです。当然乍ら、日本人が好む簡素は受入れられません。

ふとしたことから、ある中国レストランのオーナーと知り合い、「私のレストランのデザインがシンプルで気に入らないでいる。どうすれば良いか見てくれないか」と云われて昼食に招かれたことがあります。店内には真紅に塗られた柱も、ひらひらのついた中国風照明もありません。化粧レンガの壁と白塗りの壁の配分がとても上品で、ところどころに掛けられている山水の掛軸が実に調和を保っていて、ともすれば西洋風になり勝ち材料と色調を使い乍ら、上平にやわらかく中国ムードをただよわせていました。

私はすっかり感心して、そのオーナーに、このデザイナーは素晴らしい才能の持主で私が意見をはさむ余地はない。と云ったものでした。この私

の答えに彼はこれ大したアーキテクトではないと考えたに違いありません。新築中のあるビルの中に出店する予定の海鮮料理店のデザインの仕事をくれる筈なのに、一年たった今でも何の話もありませんから。

シンプルを嫌う文化が、ホテルやショッピング・センターは勿論、オフィスビルから工場ですら、意味もなくデコラティヴにしたり、ビル全体を機能とはまったく無関係な意匠だけの理由でデコボコにしてみたりして「デザイン」した結果が、現在、街で見かけるユニークな建物群となっている次第です。

多くのビルの中にはO C B Cビルのように機能とデザインを無駄なく調和させた美しいビルも存在してはいますが、デザインのためのデザインも横行していて、オーナーに不要の出費を強いているものも少くはありません。

オーストラリアのある建築家がいみじくも喝破した通り「シンガポールの街は建築家のデザイン・コンクールの実物大模型の展示場でしかない」との意見に私も同感してはいますが、単純に建築家が悪いともオーナーが悪いとも云いかねています。

単純に云ってしまえば、文化が異れば、建築も異なる様相を呈するのは不思議でも何でもない—ですが、この国の建築の使用者不在のあり方を見ると、「文化の違い」といって簡単に片付てしまっているものかどうか、シンガポール在住5年目に入った今でも、まだ結論が出せずに悩んでいます。

海外貿易開発協会の事業について

海外貿易開発協会

相島 元行

はじめに

現在、アジア、アフリカ、中近東、中南米その他の発展途上地域においては、高度の産業技術、経営ノウハウを有する人材の不足が、工業化を進める上での大きな障害となつています。

このため、日本への専門家派遣要請が急増しておりますが、これに応えるため財団法人海外貿易開発協会では、昭和54年度より新たに政府の補助を受けて「民間専門家派遣事業」を実施しております。

また、これら民間ベースの技術協力と並んで、当協会では、発展途上地域で合弁事業を行う日本の中小企業者に対して「中小企業海外投資協力資金」として長期・無利息の融資事業を行っております。

さらに、昭和56年度よりシンガポールに、長期出張員を派遣し、東南アジア地域における中小企業海外投資協力資金事業、民間専門家派遣事業の案件発掘、関連調査実施および事業のPRを行っております。

本レポートが、民間ベースの専門家派遣事業、中小企業海外投資協力資金事業にご関心のある方々の参考になれば幸いです。

I 財団法人海外貿易開発協会について

1. 協会の概要

財団法人海外貿易開発協会（英文名 JAPAN OVERSEAS DEVELOPMENT CORPORATION, 略称 JODC）は、昭和45年2月1日に、財団法人アジア貿易開発協会として設立され、昭和47年9月11日に財団法人海外貿易開発協会と改称されました。

2. 目的と業務

海外貿易開発協会は、海外の発展途上地域と我が国との貿易の振興および発展途上地域に対する技術協力の促進を図り、もって海外産業協力事業の円滑な促進に寄与することを目的としています。

このため、協会では、①中小企業海外投資協力資金として発展途上地域（原則として、DACのODAの対象地域であって、政治的経済的に安定している地域とする）で新規の合弁事業を行う中小企業に対する融資業務、②発展途上地域における一次産品の開発事業の適切な遂行を図るため国際価格に比し割高な一次産品の輸入資金の融資業務（協会から輸入業者の取引銀行への輸入資金の寄託による）、③発展途上地域の産業開発に協力するため、現地企業、民間団体等からの要請を受け、日本の技術者または経営専門家の派遣業務を行っています。

その他附帯事業として、上記①に関連するフィージビリティ調査を行うほか、発展途上地域の政府、公的開発機関等からの投資要請、照会に対する斡旋を優先的に行うため、海外進出希望企業の登録等の業務、③に関連する技術者および専門家の確保ならびに質的向上をはかるため、登録、研修も行っております

Ⅱ 中小企業海外投資協力資金事業について

1. 融資対象プロジェクト

日本在住の中小企業者（注）が、発展途上地域において製造業を主体に行う合弁事業で、発展途上国の公的機関等からの投資要請のあったもの。

但し (イ)日本側出資比率が50%を超える場合は将来、50%以下になるまで投資受入国側に株式を譲渡して頂きます。

(ロ)投資受入国が外資の50%超での参加を認めない場合、日本側の出資比率は、受入国の指導により許容される上限として頂きます。

（注）中小企業とは中小企業近代化促進法に定義する中小企業をいいます。

例えば、製造業の場合、資本金1億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下の企業をいいます。

2. 融資対象資金

合弁会社への出資金に対してのみ融資致します。

3. 融資条件

①利 息 無利息

②手数料 貸付残高につき年率 0.75 %

③融資期間 据置期間（最長 7 年）を含め最長 20 年以内。

④融資限度 (イ)日本側出資比率が 50 % 超（マジョリティ）の場合、日本側出資額の 2 / 3 以内。

(ロ)日本側出資比率が 50 % 以下（マイノリティ）の場合、日本側出資の 1 / 2 以内

⑤保 証 原則として本邦銀行保証

Ⅲ 一次産品輸入促進資金について

当協会では、発展途上地域において、政府または、政府関係機関（日本輸出入銀行・海外経済協力基金・国際協力事業団等）の支援のもとに一次産品の開発輸入事業を行っている方に対しても、その産品が国際価格より割高な時には、輸入促進資金として低利融資（年利 2 % ・期間 6ヶ月）を行っています。

Ⅳ 民間専門家派遣事業について

本事業は〔1〕専門家派遣、〔2〕派遣前研修、〔3〕専門家登録を主なものとしています。

各事業の概要は次のとおりです。

〔1〕専門家派遣事業

海外の発展途上地域の産業開発に協力するため、現地企業、民間団体等（受入企業等といいます）からの要請を受け我が国の技術者または経営専門家を派遣します。

① 派遣申請受付

直接、間接を問わず、受入企業等から協会に専門家派遣の要請状（所定のもの）を提出していただきます。

この場合、原則として現地商工会議所等の民間諸団体および現地 JETRO 事務所、日本商工会議所等の日系諸団体の推せん状を添付していただきます。

② 派遣指導内容

技術者および経営専門家により受入企業等に対し実地指導（受入企業等

間の巡回指導を含む）を行います。

③ 派遣期間

1 年未満の短期および 1 年以上、原則 2 年未満の長期派遣があります。

④ 受入企業等の費用負担

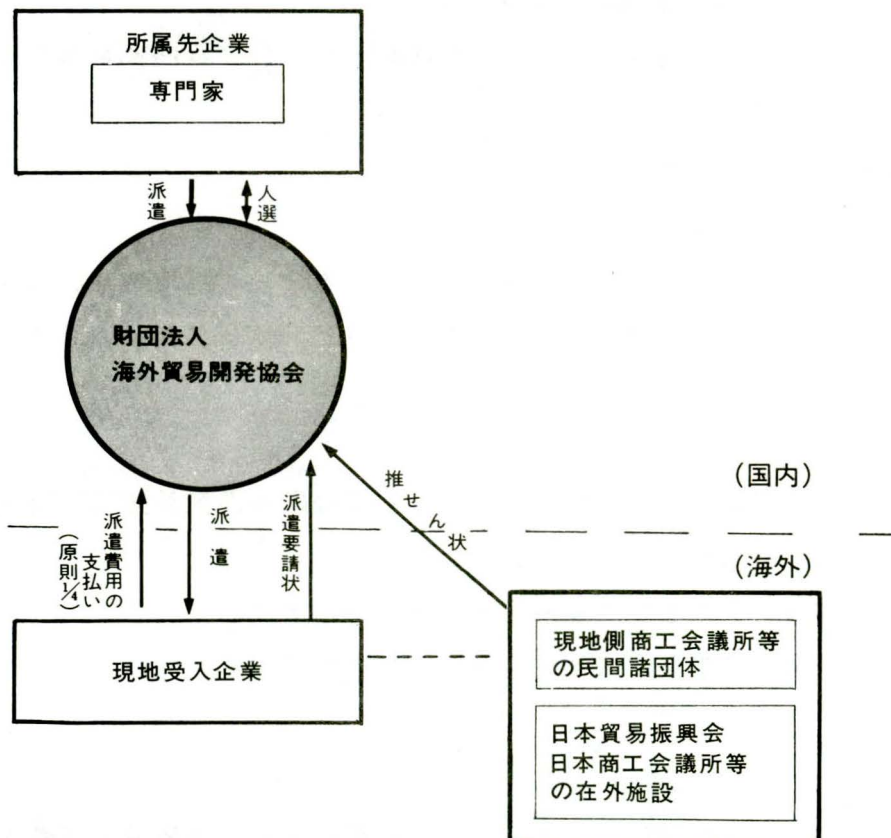
原則として受入企業等に専門家派遣に要する費用の $\frac{1}{4}$ を負担していただきます。残りの $\frac{3}{4}$ については海外貿易開発協会が負担いたします。

⑤ 派遣基準

(イ) 100% 現地資本の企業に対する派遣を優先します。

(ロ) 受入企業等が我が国企業との合弁の場合には、我が国企業の出資額が 25% 以下（我が国企業が中小企業の場合は 50% 未満）であることが条件となります。

専門家派遣事業の流れ



(ハ)あらかじめ締結されている技術提供契約に基づくもの、プラント輸出に伴い当然必要となる調整・運転指導等のためのもの、その他直接我が国企業または派遣専門家の利益に結びつくものであって、かつ当該企業または専門家の負担で実施すべきであると判断されるものは対象となりません。

⑥ 派遣専門家の身分・処遇等

(イ)専門家は協会の専門家として派遣されますが、協会への移籍は行いません。

(ロ)航空賃、滞在費、所属先補てん経費、技術料等を支給します。

長期派遣専門家の場合、同伴家族の航空賃等も支給します。

〔2〕派遣前研修事業

専門家派遣事業の質的向上を図るため、派遣専門家に対して必要に応じ語学（英語、仏語、中国語等）を中心とした派遣前研修を行います。

〔3〕専門家登録事業

発展途上地域に派遣する専門家の確保のため、専門家および企業、団体等の登録を行います。

① 専門家の登録

登録の申し込みのあったものについて審査の上、専門分野別に区分し登録いたします。

② 企業、団体等の登録

登録の申し込みのあったものについて、協会から派遣要請があった場合、速やかに適切な専門家を推せんできる企業、団体等を専門分野別に区分した上、専門家協力法人として登録いたします。

海外貿易開発協会

相島元行

シンガポール JETRO 内

Tel: 2218174 ext. 32

專門家派遣承認実績表（人員累計）

(昭和54年4月~昭和57年6月)

(單位：名)

業 派 遣 国 名	業 種	鉄 鋼	建 設	製 造 業										金 融	サ ー ビ ス 業			計										
				織 維 工 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	自 動 車 其 他 車 輛 製 造 業	造 船 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	精 密 機 械 器 具 製 造 業	鉄 鋼 製 品 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	非 鉄 金 属 製 品 製 造 業	石 油 製 品 製 造 業		化 学 工 業	ゴ ム 製 品 製 造 業	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業		黒 炭 ・ 土 石 製 品 製 造 業	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	出 版 ・ 印 刷 業	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 製 造 業	食 料 品 製 造 業	そ の 他 (貴 金 属 ・ が ん 具 ・ 運 動 用 具 等)	融 ・ 保 險 ・ 証 券 等	情 報 サ ー ビ ス 業	事 業 サ ー ビ ス 業 (設 備 メ ン テ ナ ン ス)	専 門 サ ー ビ ス 業 (生 産 管 理 等、デ ザ イ ン、経 営 コ ン サ ル タ ン ト)
ア ジ ア	中 国			4	2	1		3	4	1		1				9	1									1	1	
	韓 国																								6	33		
	台 湾		2	10	3	2		2		8	1				1	2	1	2						2	34	72		
	フィリピン	17	3	21	1	2	5		6		1				3	2		1								62		
	インドネシア		15	42	1	7	3		2	3	2					7		1	6	4				1	2	96		
	シンガポール									1						1										2		
	マレーシア		1	3												2		3								9		
	タ イ	2	4	8		3		1							3	1		1	16						3	42		
	バングラデシュ			2																						2		
中 東・アフリカ	パキスタン			1																						1		
	スリランカ			2														1			3				1	7		
	イ ン ド			2	2		1																			5		
	クウェート																									2		
	ヨルダン																						1		4	5		
中 南 米	ナイジェリア				1																					1		
	スーダン	2																	3							5		
	ザンビア			3																						3		
	エジプト																		2							2		
	メキシコ	2			1											2									1	6		
	ボリビア			1																						1		
中 南 米	ブラジル		2		6	1	3								1			1	9	3	1			1	1	29		
	アルゼンチン					1										2								3	3			
	チ リ																		1						1			
	ベ ル ー																									1		
コロンビア															2										2			
計		23	27	99	16	14	12	9	4	19	4	4		3		9	27	3	3	14	35	6	1	1	4	56	2	395

リー首相と雇用者機関代表者との懇談会 における本所意見

シンガポール日本商工会議所

A. COMPANY WELFARISM

企業と従業員の一体感を深める一手段として、政府中心であった福利厚生を漸次企業に移行させるというCOMPANY WELFARISMの考え方は基本的に支持する。したがって、日系企業としては、COWECスキームのPILOT COMPANYとして8社が参加し、その具体案をNATIONAL PRODUCTIVITY COUNCILに既に提出した。目下、関係当局にて検討を重ねておられる。

しかしながら、現状のCOWECスキームの枠組みは、かねて本所が提案してきた福利厚生に対する考え方とは異り、多くの制約条件が付帯されている。具体的には、CPFの雇用者負担分のうちCOMPANY WELFARISMに充当しうる部分（9.5%）について、従業員の既得権として、その元本並びに利子相当額（6.5%）を保証することを主因として、企業が福利厚生に充当しうる資金は極めて僅少（例えば、月収600S\$、銀行利子8%とすると、年間11S\$）であり、魅力的なCOMPANY WELFARISM実施することは困難である。また、COMPANY WELFARISM実施の前提であったCPF雇用者負担率の軽減が、今年度引き上げられたことはその実施を一層困難にしている。「福利厚生は、各企業がその特性を勘案して長期的な経営政策の一環として取り組むべきであり、各企業が労使協議のうえ夫々のCOMPANY WELFARISMを決定すべきである。」との観点にたち、CPF雇用者負担分の一部（例えば9.5%）を民間企業の自由裁量に任すことが望まれる。こうした点について、今後とも関係当局と検討を重ねる所存である。

B. MANAGEMENT STYLES

シンガポール経済が目指す産業構造の高度化が進展すればする程、各企業内においてはそれを支える経営理念の重要性が益々高まってくる。現在

先進工業諸国において、従業員の動機付けと人間としての価値観形成に多くの研究がなされているが、それらは次の通り要約される。

- (a) 従業員に自らの仕事が国、社会及び企業に如何に貢献しているかということを理解させようとする経営者の努力。
- (b) 所与の仕事を完成することにより、従業員が働き甲斐を感じ、自己実現の場を与えられること。
- (c) 労使並びに労働組合が一体となって、人間尊重という基本的な概念を確立すること。

上記は、要するに、人間尊重の経営であり、これは究極的には個人の幸福をもたらすものである。

かかる概念を浸透させるには、限られた経営者の努力だけでは時間を要するので、政府の労働政策、社会構造、学校教育並びに家庭のしつけ等を通じて一貫した教育が行われることが望まれる。

MANAGEMENT STYLESには諸種のパターンがあるが、我々は人間尊重の経営を如何に創造していくかが最も重要であると考え、そうして意味からも、次のような経営理念の確立が望まれる。

- (a) 企業は社会的責任を果さなくてはならぬこと

会社経営の目的は、企業活動を通じて会社の健全な発展と職員の福祉の向上をめざすとともに社会の発展に貢献することにある。

- (b) 人間尊重を根本とすること

生命の尊重、能力の尊重、人間性の尊重に徹する。即ち、生産即安全を安全管理（生命尊重）の基本とし、能力主義人事管理を行い、小集団活動などを通じ、職員が生き甲斐を感じ充実した人生が送れるようにする。

- (c) 参加を通じて福祉社会の実現を計ること

豊かな社会とは、物心両面に豊かさがなければならぬ。即ち、雇用の確保、適度な生活の向上、快適な環境（家、国）、高い教育水準、参加の喜びがこれからの福祉社会の基本要件であるが、その中でも参加の喜びのある社会が最も重要な要件である。

C. WORK ATTITUDES

企業の合理化・機械化に伴う省力化及び効率化並びに最近における景気停滞等に伴う労働需給の緩和を反映して、労働者のいわゆる JOB-HOPPING は緩やかな改善の方向にある。しかしながら、中堅層クラスにおける転職は依然としてみられる。とくに、企業内訓練を実施後、その成果を発揮すべき時期にある従業員が、他の職場に転職することは技術、経営ノウハウの取得並びに幹部への登用機会を減少させ、今後シンガポール経済に不可欠な世界に通用する技術者、専門家あるいは経営者の輩出が少くなることを懸念する。

一方、シフト・ワークや筋肉労働を外国人労働者に依存している企業がかなりある。シンガポールの労働者はこうした職務を好まない傾向があるので、当該企業に対しては、事情調査の上、外国人労働者に対する制限措置の例外規定を設けるなど段階的な措置が望まれる。

D. TRAINING OF WORKERS

シンガポールにとって喫緊の課題である生産性の向上を図るため、従業員に対する訓練の重要性は益々高まっている。また、今後の産業高度化社会においては基礎教育の水準が同国の発展レベルの鍵とされている。例えば、QC活動を推進するに際しても、共通の言語が不可欠である。

したがって、既存従業員については、SDF 資金を活用して住居地区に夜間学校を設置するなど基礎教育のレベル・アップを図ることが望まれる。

一方、政府として現在就学中の児童については、基礎教育年限の延長（例えば、中学校までの義務教育化）を図り、全体としての水準アップに努めることが肝要と考える。

こうしたことは、時間と資金を要するが、究極的にはシンガポール発展の財産となるものと確信する。

一方、企業においては夫々の実情に即応して一貫した企業内訓練を行うべきであるが、とくに中小企業において積極的な訓練が実施されるよう政府の一層の援助を期待したい。

E. PRODUCTIVITY PRACTICES

現在 NATIONAL PRODUCTIVITY COUNCIL が中心となって推進している生産性向上のための諸施策については、本所として各 SUB-COMMITTEE に委員を派遣するなどその具体化に努めている。

また、本年 11 月に予定されている“PRODUCTIVITY MONTH”に対しても全面的に協力する方針であり、目下、具体案の検討を進めている。

なお、生産性向上の一手段としてパート・タイマーの有効活用が論じられているが、その際主婦労働者に対して C.P.F. の免除、税制上の優遇措置等を講じ、働きやすい環境づくりが必要と思われる。

F. THE NEW - STYLE NWC

政労使 3 者構成であった NWC が、これまで果してきた役割は極めて高く評価されるが、賃金は、本来、労使交渉によって決定されるべきことを考慮すると、先般 DR. TONY TAN 通産相が指適された通り、新しいタイプの NWC を編成する方針について同意する。

その際、労使双方が個々の業界だけでなく、国民経済的観点から、シンガポール製・商品の国際競争力を強化する方向で賃金水準の決定を議論するという共通の基盤にたち、対話を積み重ね双方のコンセンサづくりに努めるべきである。また、当国の賃金水準は既に生活給的段階を超えているので、今後は企業の業績及び生産性の向上を目途として決定されるべきである。なお、生産性を上回る賃金上昇は、物価と賃金の悪循環を招来する可能性が強いことに留意願いたい。

以上

GUIDELINES FOR THE ORGANISATION OF STUDY MISSIONS

1. INTRODUCTION

- 1.1 Study missions provide an important means of acquiring knowledge and information that can be harnessed for technological and business upgrading. If properly organised and administered, they can have tremendous spin-offs for the industry through concerted effort to document the information collected for reference of interest groups and the general public.
- 1.2 The Skills Development Fund will consider the funding of study missions if the pre-requisites are met with and the area of study to be undertaken is in a priority area of development or economic restructuring.

2. SCOPE OF ASSISTANCE

- 2.1 Grants for study missions are considered under the Fund's Training Grant Scheme, as the major allowable costs of a mission are similarly referred to in a training course.
- 2.2 Supportable study missions shall generally be well planned and formally structured to provide participants with opportunities to acquire information on the latest technological developments and/or to observe modern business practices in the more advanced countries.
- 2.3 The Fund will not support missions aimed at allowing participants to be engaged in business transactions with their overseas counterparts eg undertaken discussions on the acquisition of patent rights or licensing arrangements. Investment missions which look into market opportunities are also excluded.

3. MISSION OBJECTIVES

- 3.1 Each study mission should state specifically the objectives of the mission. Generalised statements of objective will not be accepted.

4. PRE-STUDY MISSION SEMINAR

- 4.1 A pre-mission seminar is to be organised to clearly explain the background of the mission to the participants and to draw up a set of specific discussion points/questions as guidance to achieve the mission's objectives.

- 4.2 A copy of the discussion plans for each of the technical or observational visits on the mission must be submitted to the SDF before the mission's departure.
- 4.3 The seminar can be conducted by the mission leader or alternatively expertise can be engaged from within or outside the organising Association/Trade Union/Institution to preside over research into the subject area of study and to provide pertinent information and guidance for mission members.
- 4.4 All participants must attend this pre-mission seminar.

5. PRIORITY AREAS FOR MISSION RESEARCH/STUDY

- 5.1 The Fund will consider applications for grants from trade, professional or employers' associations, training institutions and trade unions for study mission which will benefit the respective trade, profession, trade union or industry. Priority areas for study are broadly identified as follows.
- (i) Productivity issues, eg small group activities, QC circles.
 - (ii) Modern management and business practices.
 - (iii) Advanced technical processes eg industrial automation, mechanisation.
 - (iv) Computer-aided processes including robotics.
 - (v) Occupational safety and health.

6. MISSION COMPOSITION

- 6.1 For optimum effectiveness, members should have relevant background and experience related to the area of study to be undertaken. The mission should also have a leader to co-ordinate the activities of the participants during the study trip.
- 6.2 The size of the study mission should preferably be kept to a maximum of 16 participants, inclusive of the mission leader.
- 6.3 No specification is laid down for the duration of the study trip, but it shall preferably be not exceeding 4 weeks, depending on the extent and degree of research proposed for the mission.
- 6.4 Mission members selected must have the ability to influence decision making in their respective firms. They must also be in positions to disseminate information and knowledge gained from the Study Mission within the firm and to the industry.

7. ORGANISATION OF THE MISSION

- 7.1 All participants shall start off the mission from Singapore. The mission shall also end at a common point, although not necessarily in Singapore.
- 7.2 Participants shall adhere to the mission programme and not deviate from the schedule of the mission.

8. POST-STUDY MISSION SEMINAR

- 8.1 A post-mission seminar/forum is to be organised to evaluate and discuss the findings of the mission with other members of the industry.
- 8.2 This serves both to inform and to test concepts and recommendations for improvement before they are finalised for the formal report.
- 8.3 All participants must attend the post-mission seminar.

9. ELIGIBILITY FOR GRANTS

- 9.1 Supportable study missions are generally confined to those organised by the trade, professional or employers' associations, training institutions and trade unions. Individual company efforts will be considered on their own merits. The Association/Trade Union/Institution shall act as a co-ordinating body for all administrative and operational matters and to apply to the SDF on behalf of its members/mission participants.
- 9.2 Participants must be Singapore Citizens or permanent residents of Singapore and be sponsored financially by Singapore-based employers.

10. THE STUDY GRANT

- 10.1 The level of grant depends very much on the extent and degree of research present in the study plan, and its relevance to Singapore's economic restructuring efforts.

Generally, grants are based on 30%, 50% or 70% of the total cost of attending the mission. This total cost will cover only the allowable expenditure items, which are the return airfare, seminar fees, food and accommodation allowances, interpretation fees, domestic transport cost and expenses relating to the production of the mission report.

- 10.2 In the event that the mission's duration is extended without the prior consent of the Fund, the grant awarded will not be increased to account for any extra expenses or fees incurred as a result of the extension.

11. MISSION REPORT

- 11.1 A full Report, incorporating a status report on the Mission's area of activity in S'pore, their findings and recommendations, shall be compiled and submitted to the SDF by the study team through the co-ordinating Association/Trade Union/Institution, within 3 months of the completion of the study trip.
- 11.2 To ensure that undue burden is not placed on the mission leader, and that every member of the team participates, various aspects of the study or specific visits shall be section-alised and delegated to smaller groups to report on. Reporting need not be on a consensus basis, and the groups will register their views through objective evaluation and observation. These reports will be submitted to the mission leader for incorporation into the final Report.
- 11.3 The Report shall be made available or circulated to employers, professional associations, institutions, trade unions and government agencies so that the experience of the Study Mission can be shared.

12. DISBURSEMENT

- 12.1 A claim for grant approved is to be submitted by the organising Association/Trade Union/Institution after the full Report on the findings of the mission has been compiled and received by the Fund.
- 12.2 The final grant amount will be disbursed to this organising Association/Trade Union/Institution to be re-disbursed to the companies/employers eligible for this grant.

理事会の動き

第 157 回 1982 年 8 月 10 日（火）午後 12 時 30 分

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された

2. 審 議 事 項

(1) 監事の選任

本所の監事に SINGAPORE NOMURA MERCHANT BANK の福田 俊介氏を委嘱することになった。

(2) 代表者の派遣

SINGAPORE INTERNATIONAL CHAMBER OF COMMERCE へ本所代表として西村理事（住友商事）を派遣することになった。

(3) NATIONAL PRODUCTIVITY COUNCIL (NPC) からの依頼

NPC からの依頼のあった「12 時間シフト労働及び再教育訓練計画」についての意見照会については、これに応じることとし、経営研究委員会で意見を取りまとめることになった。

(4) NPB への協力

七戸理事より、NPB が企画している PRODUCTIVITY MONTH に係るポスター、テープ、バッジ等の購入について説明があり、審議の結果本所としても他の雇用者団体と同一歩調をとることが了承された。

3. 報 告 事 項

(1) リー首相と雇用機関代表との懇談会

8 月 4 日に予定されていた標記懇談会が、次週（11 日）開催されることになった旨報告があった。

(2) 顧問の応諾

本所顧問を委嘱した末包、福森、小見山 3 氏より応諾の通知があった旨報告された。

(3) 部会・委員会等開催報告

次の通り、部会・委員会の開催報告が行われた。

① 部 会

◎ 8 月 3 日 (火) ……………化学品石油部会

◎ 8 月 6 日 (金) ……………流通サービス部会

② 委員会

◎ 7 月 27 日 (火)……………広報委員会

(4) 来星ミッション

◎ 8 月 1 日 (日) ……………江崎ミッション歓迎夕食会

(日本人会と共催)

(5) 日本語センターからの報告

シンガポール教育省日本語専門家江副 隆愛氏より、水戸会頭宛、
本所が創立 10 周年記念に日本語センターへ寄贈した VTR、書籍、
本箱等の利用状況を記述したの書幹の報告があった。

4. 入・退会

高橋理事より、下記の入会申込が報告され、審議の結果次の通り決定した。

**** EBARA CORPORATION (S'PORE REPRESENTATIVE OFFICE) ………“ B ”**

退会なし。

1982年第2四半期のシンガポール経済動向

シンガポール経済の動き

世界主要工業国の持続的な経済不振によって、シンガポール第2四半期の経済成長は大きく鈍化し、今期国内生産額の成長率は5.7%にとどまった。この結果今年シンガポール上半期のGDP伸び率は昨年同期比6.8%と1976年下半年以来最低の伸び率であった。

昨年下半年から感じられ始めた国際的リセッションの影響は製造業部門への打撃となって現われ、上半期の工業生産指数は昨年同期比1.2%のマイナス成長で、第1四半期の2.9%と比較しても大きく下降した。

経済成長への寄与率は運輸通信の貢献度は32%、金融ビジネス・サービス28%、貿易13%、建設22%。その中でも建設部門の生産総額は昨年上半期比35.2%増、依然として活況を示した。

世界経済のリセッションにも拘らず今年上半期の新規投資約束額は合計11億1010万Sドルで去年同期の11億1693万Sドルに比べるとほぼ同額であった。その中に30%が国内投資家からの投資で、外資による投資約束は大部分が石油、機械、電子産業などに集中している。

第2四半期の新規投資約束額は4億8900万Sドル昨年同期の6億2200万Sドルに比べれば1億3300万Sドルに減少した。

今年のナショナルデ・ラリーで、リー首相は演説の中で「今年シンガポールのGDP成長を5~7%と政府年初の予測8~10%をかなり引き下げた。70~80年代に平均9.5%という高経済成長を誇ってきたシンガポールにとって、年5~7%の経済成長は74~75年以来最も厳しい状況にある。若し、アメリカの経済が予測より悪ければシンガポールのGDP成長は5%以下になる可能性もあり得る。シンガポールは欧米諸国のリセッションにあと1~2年は耐えられるがそれ以上は無理であろう」と予測している。

1. 生 産

今年第2四半期工業生産指数は前期比4.5%増となったが、昨年同期に比べると4.7%のマイナス成長を記録した。ヨーロッパ諸国経済の不振に響いて、今年上半期の工業生産指数は昨年同期比1.2%のマイナス、これは1975年以来、初めての半期ベース・マイナス成長であった。

第2四半期の石油精製は第1四半期の生産水準を維持していますが、デイズェル、モータ・ガゾリン、ナフタなどの生産増加がガソリン、ケロジン、ゼット・オイルの減産の為に相殺された。

電子関連機械は第1四半期のマイナス成長から、第2四半期に16.3%増。著しく伸びているにも拘わらず前年同期に比べると14.1%のマイナス成長となった。

輸送機械・機装は第1四半期の不況（-14.5%）に続いて、第2四半期も7.1%のマイナス成長であった。これは主な原因はオイル・リックと修繕業の不況であった。

2 貿 易

第2四半期の輸入は2.1%増、輸出は6.6%増で第一四半期のマイナス成長に比較すると大部改善された。

シンガポール今年上半期の輸出入総額が528億1200万Sドルで、昨年同期の505億470万Sドルに比べると4.6%増となった。輸出が225億Sドル、輸入が303億Sドル、対前年同期比それぞれ3.3%と5.5%に伸びた。今年上半期の貿易赤字は77億8940万Sドルで、前年同期の69億4050万Sドルに比べると8億4890万Sドルの拡大となった。6月だけについてみると、輸出が前年同月比3.6%増、輸入は僅か1.7%増にとどまっており、世界的な経済不況の影響がなお深刻化したようであった。

第2四半期の対日貿易は輸出入昨年同期比それぞれ2.2%と32%に増加している。今年上半期の対日輸出は23億5770万Sドルと前年同期比26.3%の大幅増加、輸入は53億7340万Sドルで前年同期比3.4%増となった。その結果、対日貿易赤字は30億1570万Sドルと昨年同期

の 33 億 2930 万 S ドルに比較すると 3 億 1360 万 S ドルの縮小となった。

3. 金 融

第 2 四半期の M1 は去年同期比 6.5 % にとどまった。6 月末現在の M1 は前月末に比べ 1 億 3600 万 S ドルに減少し、主に預金通貨の 1 億 3600 万 S ドルに減少によるもので、流通通貨は 4300 万 S ドルに増加した。

銀行貸出金は前年同期比 21.5 % 増、第 1 四半期とほぼ同じ成長であって、6 月末の銀行貸出は前月末に比べ 4 億 4800 万 S ドルの大幅を減少し、この 15 ヶ月で初めての減少であり、これは経済活動の不活発を反映される。当座貸越が 6 億 7800 万 S ドルと大巾を減ったのが響いており、長期貸付はわずかに増加した。あらゆる主要経済部門の貸出が減少したが特に製造業の貸出が 1 億 4800 万に減少し、金融機関も 1 億 1700 万 S ドルと大巾に減少した。好況を続けている建築部門でも貸出は鈍化した。

第 2 四半期の非銀行顧客預金は去年同期比 10 % 増、非銀行顧客の銀行預金残高は 6 月に 1 億 5800 万 S ドルに縮小し、政府、法定機関の引出しがこの減少額の 3 分の 2 を占めて。普通預金は 1 億 2700 万 S ドルを除いて、すべてのタイプの預金が減少した。

4. 観 光

第 2 四半期のシンガポール訪問者は前年同期比 17.3 % 増、今年 6 月の訪問客は 24 万 3955 名、昨年同月比 8 % 増、昨年上半期に比べると 4.5 % しか増えなかった。今年上半期の訪星客がアセアン諸国が依然として第 1 位 (42.2 %)、第 2 はオーストラリア 11.9 %、第 3 位は日本 11.8 % となっている。

5. 物 価

第 2 四半期の卸売物価指数は第 1 四半期とほぼ同じ 7.3 % のマイナス成長をした。今年 1 ～ 6 月までのインフレ率は 6.8 % と政府の予想を下回る安定を示している。6 月の消費者指数は昨年同月比 3.7 % に上昇し、5 月に比べれば 0.2 % 増となった。

シンガポールの公的外貨準備高は 4 月末における 158 億 3430 万 S ドルで、3 月末に比べると 1 億 2290 万 S ドルの増加となった。

事務局：M.Y. WONG

シンガポール主要経済指標

		財 政 収 支	マネーサプライ (M1)	銀 行 貸 出 金	非 銀 行 顧 客 預 金	最 優 遇 貸 出 金 利 (平均)(%)
		(MILLION DOLLARS)				
	1980	364.2	6,134.7	20,206.8	16,035.0	13.60
	1981	407.4	7,242.1	20,229.1	20,007.9	11.83
	1981 II	262.0	6,883.8	22,002.0	17,964.0	12.89
	1981 III	411.0	6,399.7	23,786.2	18,077.5	14.26
	1981 IV	-113.3	6,871.5	24,826.9	19,286.3	13.34
	1982 I	57.6	7,312.9	25,636.7	19,952.5	10.40
	1982 II	267.3	7,329.5	26,735.2	19,758.8	10.71
前年比	1980	-	17.5	26.2	31.7	-
	1981	-	18.1	24.9	24.8	-
同期比	1981 II	-	7.7	4.2	5.4	-
	1981 III	-	-7.0	8.1	0.6	-
	1981 IV	-	7.4	4.4	6.7	-
	1982 I	-	6.4	3.3	3.5	-
	1982 II	-	0.2	4.3	-0.9	-
前 年 同期比	1981 II	-	8.2	24.7	31.1	-
	1981 III	-	6.4	29.3	24.6	-
	1981 IV	-	12.7	25.8	22.1	-
	1982 I	-	14.4	21.4	17.1	-
	1982 II	-	6.5	21.5	10.0	-
		工業生産指数	石油精製 石油製品	電子関連機械	輸送機械機装	
		1978=100				
	1980	129.2	101.0	164.2	158.9	
	1981	141.6	118.0	172.6	200.0	
	1981 II	145.9	121.2	189.6	190.7	
	1981 III	146.0	122.2	176.3	213.9	
	1981 IV	145.9	125.4	160.5	229.2	
	1982 I	133.0	121.7	140.0	195.9	
	1982 II	139.0	121.8	162.8	182.0	
前年比	1980	11.9	-4.5	24.9	25.3	
	1981	9.6	6.8	5.1	25.9	
同期比	1981 II	12.4	15.9	14.7	10.5	
	1981 III	0.2	0.6	-7.0	13.8	
	1981 IV	-0.6	1.3	-9.0	5.4	
	1982 I	-9.9	-4.4	-12.4	-14.5	
	1982 II	4.5	0.1	16.3	-7.1	
前 年 同期比	1981 II	12.1	26.2	21.0	20.6	
	1981 III	0.6	25.8	2.6	32.6	
	1981 IV	5.2	16.0	-3.7	21.0	
	1982 I	1.6	14.3	-14.2	9.3	
	1982 II	-4.7	0.5	-14.1	-4.6	

		輸 入	輸 出 (MILLION DOLLARS)	対日輸入	対日輸出
	1980	51,334.8	41,452.3	9,162.4	3,338.3
	1981	58,248.0	44,290.8	10,957.4	4,487.6
	1981 II	14,672.3	11,009.6	2,728.4	969.3
	1981 III	15,074.1	11,341.7	2,827.9	1,346.4
	1981 IV	14,451.3	11,141.6	2,933.4	1,274.4
	1982 I	15,320.2	10,775.0	2,586.3	1,078.1
	1982 II	14,980.7	11,736.7	2,789.2	1,279.5
前年比	1980	33.9	34.0	40.3	12.5
	1981	13.5	6.8	19.6	34.4
前期比	1981 II	4.7	2.2	10.6	8.0
	1981 III	2.7	3.0	3.7	38.9
	1981 IV	-4.1	-1.8	3.7	-5.3
	1982 I	6.8	-3.3	-1.1	-15.4
	1982 II	-2.2	8.9	7.9	8.7
前年 同期比	1981 II	15.9	6.5	22.4	2.0
	1981 III	11.6	8.0	15.9	74.6
	1981 IV	7.8	4.4	14.6	65.6
	1982 I	9.3	-0.02	4.8	20.1
	1982 II	2.1	6.6	2.2	32.0
		シンガポール 訪問者(到着) (THOUSAND)	卸売物価指数	消費者物価指数	公の外貨準備高 (MILLION DOLLARS)
	1980	2,287.0	152.7	115.0	13,757.7
	1981	2,535.0	158.6	124.4	15,491.1
	1981 II	597.0	163.9	120.8	14,407.1
	1981 III	660.0	161.2	127.0	14,434.6
	1981 IV	748.0	154.3	128.6	15,373.5
	1982 I	699.0	153.1	129.8	15,803.4
	1982 II	700.0	151.9	128.7	1
前年比	1980	14.2	19.6	8.5	9.5
	1981	10.8	3.9	8.2	12.6
前期比	1981 II	0.5	-0.5	3.7	2.1
	1981 III	10.6	-1.6	5.1	0.2
	1981 IV	2.4	-4.0	1.3	6.5
	1982 I	-6.5	-0.8	0.9	2.8
	1982 II	0.1	-0.8	-0.8	
前年 同期比	1981 II	12.4	8.1	7.9	10.4
	1981 III	9.8	2.8	12.2	5.4
	1981 IV	8.9	-2.8	12.5	8.9
	1982 I	17.7	-7.0	9.3	9.7
	1982 II	17.3	-7.3	6.5	

8 - 9 月の主な経済記事

- 8月10日 ○ 80年4月の家具輸入税大幅引下げにより、シンガポールの家具輸入は今年1～3月は総額2397万3000Sドルに上り、昨年の8440万Sドルを13.6%上回る水準に達した。主な輸入先は米国と日本、昨年通年の日本からの輸入は1060万Sドルとなった。一方、輸出については、昨年全年の対サウジ向け輸出は2250万Sドルに達した。シンガポールの家具工業は現在117社、従業員約6000名の規模を有するが、企業の大半は従業員50人以下の小企業であった。
- 11日 ○ 1981年末現在のCPFの預金残高額は121億4980万Sドルに達し、前年末に比べ27.2%増加した。また、CPF加入者は前年末の152万人から、昨年末には165万人に増え、昨年中のCPF納入額は30億720万Sドルと、前年比31%増加した。
- 16日 ○ トニー・タン通産相は最近のNTUC刊行物“*Our Heritage and Beyond*”の中で1980年代後半以降の経済発展に備えるために取り組むべき4つの基本的課題を明らかにした。
- 1) 貿易開発局の設立と輸出促進。
 - 2) NWCにおける政府の役割縮小と産業別ないし企業別による労使間の体質交渉の復活。
 - 3) 60万労働者の再教育と労働者の技能向上。
 - 4) 建設業の機械化・近代化促進と公共住宅の建設促進。
- 17日 ○ ラジオ、テレビ、オーディオ装置を含むシンガポール製電気通信製品の輸出は今年第1四半期4億3100万Sドルと昨年同期の5億3600万Sドルに比べ20%減となった。電話受信器、交換機、マイク、拡声器、アンプその他通信用機器輸出が1億Sドル(21%減)、TVが1億1500万Sドル

(-20%)、ラジオが1億8500万Sドル(-19%)、音響機器が3000万Sドル(-17%)にそれぞれ減少した。

23日 ○運輸兼労働相はナショナルデー祝賀集会で「今年上半期の実質GDP成長率は6.8%で、1976以来、最低水準を記録し、解雇者の数は3756人(昨年同期2139人)、失業者は1万2000人にのぼった」と報告し、今年下半期の失業率は更に増加すると予測した。また、WONG KWEI CHEONG 労働担当国務相はアジア太平洋地域セミナーの席上も「解雇者の54%が女性で、53%が31歳以下、また解雇者の8割が小学卒以下の学歴しか持たない」という労働省の最近の調査結果を紹介している。

23日 ○シンガポール今年上半期の政府歳入は全体で43億Sドル、昨年同期比25.8%増と相当に高い伸びながら昨年上半期の伸び37.3%に比べると成長ペースが大きく落ちている。経済成長減少の主な原因は昨年上半期のGNP成長10.3%に対し、今年同期は6.8%しか伸びなかった。

30日 ○シンガポール工場、倉庫スペースが来年あたりから大幅に過剰になるとの見通しである。来年には工場、倉庫用地合計6万4700m²の余剰が出る見通し。84年までに11万m²の空きを生ずる計算であった。工場、倉庫の過剰供給はURAの第10回、第11回、土地建設で大量の工場、倉庫スペース建設がもたらされたことによるところが大きい。

○運輸業労働大臣オウン・テン・チヨンは地下鉄工事は南北幹線から始めるという重大な決定を発表した。南北幹線は東西幹線に比べ短いものであるが、地下軌道の距離が長く建造費が比較的高くつくため、目下の経済不況の折を利用し費用の縮小を図る為、早く始めようとのこと。南北幹線早期完成により、オーチャード・ロード、トムソン、センバワンの交通渋滞緩和の為、政府が今回の決定を下した重要な原因の一つ

であった。同工事は1983年初期に入札募集を行う予定、同年中期には請け負い業者に工事請け負いが交付される。

また、政府も早いうちに工事に関する契約を請け負い業者に発出する予定である。

- 31日 ○シンガポールへの原油供給国として中国はブルネイを抜いて全体第5位にのし上っている。シンガポール今年1～4月間の原油輸入が28万1454トン（1億4400万Sドル）にのぼり、ブルネイからの輸入が27万2080トン（1億4020万Sドル）を上回っている。シンガポール最大の原油輸入先は①サウジアラビアで725万6181トン（82年1～4月）、②マレーシア175万5383トン、③イラン66万6208トン、④アラブ首長国連邦42万2134トン、⑤中国となっている。

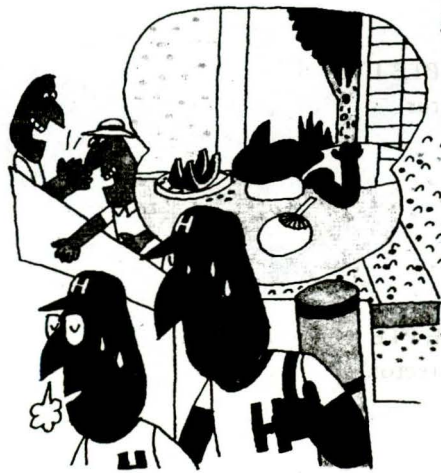
- 9月1日 ○日本の国鉄鉄道技術サービス部はJETRO・シンガポール事務所にて当地MRT建設に必要な資料提供サービスの代行を委託した。JETROスポークスマンによれば、国鉄技術サービス部はシンガポールの地下鉄建設にする技術協力を希望しているが、同協力は政府間協定の方式で実行されるもので、協力の内容は建設技術の供与に限られ、建設後の経営管理面の技術供与は含まれない。また、地下鉄建設工事の入札は明年上半期に予定されているが、建設契約の獲得競争はすでに始まっているようだ。

- 2日 ○雇用条例修正法案が31日国会を通過し、ワーク・パーミットを持たぬ外人労働者を不法に雇用する雇用主と労働者本人に対する罰則が強化された。同修正法によれば、違反者には罰金S\$5000また禁錮1年あるいはその両方が科される。また罰金の支払いを怠った雇用主は月当たり2%またはS\$5の利子を支払わねばならない。

- 8日 ○統計局の発表によるとシンガポール総人口は今年6月末における247万1800人。年齢別では20～24才のグループが

29万9600人と最も多くピクを成長している。

- 9日
- シンガポールで働くタイ人はタイ大使館によると3000～5000人、これらの出稼ぎ労働者の本国送金は毎月少なくとも100万Sドルにのぼると推定されている。特に収入の多い建設労働者は1人当たり毎月100Sドルから1000Sドルも送金しており、タイ人の本国送金総額の80%はこれらの建設労働者が占めるという。



戦士の休息

惜しくも敗れて甲子園を去る選手たち。
試合に未練は残るが、頭の片隅には「やれやれ、
これで夏休みがとれる」との思いも。現代っ子
は頭の切り替えが早い。週休二日をどうやって
過ごせばいいのかわからぬ働きバチとは、ちよ
と違うのである。

廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (10th September, 1982)

* SUMIKIN BUSSAN (S) PTE LTD

Mr. T. Hayashi (Managing Director)

Rm 1101, 11th Floor

Robina House

No. 1, Shenton Way

Singapore 0106

Tel: 2229270

* MITSUI MINING COMPANY LIMITED

Mr. S. Kamata (Representative)

502, 5th Floor

Robina House

Shenton Way

Singapore 0106

Tel: 2236905

* TORAY INDUSTRIES (ASIA) PTE LTD

Mr. Y. Konishi (Managing Director)

Suite 1308, 13th Floor

International Plaza

10, Anson Road

Singapore 0207

Tel: 2247833

* NEC COMPUTERS SINGAPORE PTE LTD

Mr. M. Fukumoto (Managing Director)

Suite 1006 & 1018, 10th Floor

World Trade Centre

1, Maritime Square

Singapore 0409

Tel: 2738333

* NISSEI SANGYO (S) PTE LTD

Mr. A. Nozaki (Managing Director)

Units 607-610, Cuppage Centre

55, Cuppage Road

Singapore 0922

Tel: 7372011

** CHANGE OF ADDRESS

- * CANON SINGAPORE PTE LTD
Unit 1008, Block C
Singapore Warehouse
60 Martin Road
Singapore 0923
- * HITACHI ZOSEN ENGINEERING SINGAPORE (PTE) LTD
2nd/3rd Floor, UOB Building
325 Boon Lay Place
Jurong, Singapore 2262
- * MURATA ELECTRONICS SINGAPORE (PTE) LTD
41, Jalan Pemimpin
off upper Thomson Road
Singapore 2057
- * NEC SINGAPORE PTE LTD
38, Ang Mo Kio Industrial Park 2
Singapore 2056
- * NIPPON KAIJI KYOKAI
Suites 2001-2004, 20th Floor
Tong Eng Building
101 Cecil Street
Singapore 0106
- * NISSHO SHIPPING CO LTD
1711-1712, Straits Trading Building
9, Battery Road
Singapore 0104
- * THE YASUDA TRUST & BANKING CO LTD
1602-1605, 16th Storey
Shell Tower
50, Raffles Place
Singapore 0104
- * YAOHAN SINGAPORE PTE LTD
Unit 801, Block C
Singapore Warehouse
60, Martin Road
Singapore 0923

** CHANGE OF TELEPHONE NO

* CANON SINGAPORE PTE LTD

Tel: 7333300 (5 Lines)

* HITACHI Zosen ENGINEERING SINGAPORE (PTE) LTD

Tel: 2641344 (8 Lines)

* NEC SINGAPORE PTE LTD

Tel: 4819881 (9 Lines)

* NISSHO SHIPPING CO LTD

Tel: 5339583

* THE YASUDA TRUST & BANKING CO LTD

Tel: 2237266 (5 Lines)

* YAOHAN SINGAPORE PTE LTD

Tel: 7344444

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* KEIO-SCA INTERNATIONAL (PTE) LTD

From Mr. T. Kuboki to Mr. M. Ugata

* PENTA-OCEAN CONSTRUCTION CO LTD

From Mr. Aoki to Mr. H. Nakashita

* THE TAIYO KOBE BANK LTD

From Mr. H. Kawaguchi to Mr. Y. Kishima

資料案内

国内一般

☆ シンガポール共和国概要 (1981 年)	S\$10
シンガポール共和国移住法	S\$15
☆ 民事法	S\$ 5
刑法 (暫定規定法)	S\$10

投資関係

トップマネジメントのためのオリエンテーション (改訂版) (非会員)	S\$40
..... (会 員)	S\$20
資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年	S\$ 5

租税・税制

法律第 2 号共和国所得税法改正 (1973 年)	S\$ 5
法律第 13 号 " (1977 年)	S\$ 5
法律第 17 号 " (1980 年)	S\$ 5
法律第 20 号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
☆ シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
☆ シンガポールの租税	S\$15

会社法

シンガポール共和国会社法 (会 員)	S\$60
..... (非会員)	S\$70
法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970 年	S\$ 5
法律第 4 号 (共和国会社法改正) 1974 年	S\$ 5
法律第 19 号 1980 年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5
☆ 法律 16 号 (会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5

為替管理・関税

関税法 (1979 年関税令)	S\$15
法律第 6 号 (為替管理法改正) 1976 年	S\$ 5
法律第 9 号 (共和国関税法改正) 1976 年	S\$ 5
☆ 金融業者法	S\$10

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 8
法律第 18 号工場法改正法 (1973 年)	S\$ 5
大気汚染防止法 (1971 年)	S\$ 10
☆建築物規制法 (1973 年法律第 59 号)	S\$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
価格規則法	S\$ 5
☆ 1975 年水質汚染規制及排水法	S\$ 10
☆ 1971 年海汚染防止法	S\$ 5

労働関係

労働組合法 (1977 年)	S\$ 10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970 年	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報 (第 25 号)	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報 (第 26 号)	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報第 22 号 (雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報第 23 号 (中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
☆ 労働雇用法 (1976 年幼少年雇用規則)	S\$ 5
☆ 法律 (改正) 時報第 24 号 (中央厚生年金改正法)	S\$ 5
☆ 雇用法の手引き	S\$ 10

商工会議所出版物

☆業種別会員名簿 (1982 年)	(会 員)	S\$ 10
	(非会員)	S\$ 20
月報 (各月号)		S\$ 8
☆国際比較統計要覧		S\$ 5
☆シンガポール共和国における日系進出企業現況一覧		S\$ 20

(☆新着資料)

編集後記

9月号の発行が諸般の事情から遅延いたしましたことをお詫び申し上げます。

早速乍ら、月報9月号の内容を紹介させていただきます。まず、金融センターとしてのシンガポールにとって最近注目を集めました「**香港金融市場における利子課税廃止の背景とシンガポール市場への影響**」について、チェース・マンハッタン銀行の**萬喜 等氏**に解説願いました。つぎに、建築ラッシュともいわれます昨今の建築ブームを踏まえて、「**シンガポールの建築あれこれ**」と題し、(株)白木建築事務所の**白木喜代志氏**からご寄稿頂きました。さらに、今年JETRO内に新しく設置されました「**海外貿易開発協会の事業について**」着任間もない**相島正行氏**に解説いただいております。

一方、本所と当地政府との関係が益々緊密化する中で、先般行われました「**リー首相と雇用者機関代表者との懇談会における本所意見**」とSDFを利用する際に有用な「**GUIDELINES FOR THE ORGNISATION OF STUDY MISSION**」を資料として掲載しております。ご参考のためご一読下さい。

今月号の担当は、鈴木(JETRO)、永井(博報堂)でした。

MONTHLY REVIEW

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
11A-12A, Block 1, Flatted Factory, Kallang Way,
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665